

鈴鹿市手話言語条例(案)に関する意見公募手続の結果

- ※ 募集期間 平成30年9月5日～平成30年10月5日
- ※ 意見提出者数 32名
- ※ 意見件数 99件(前文に関する意見21件, 施策に関する意見33件, 進行管理に関する意見6件, 手話通訳に関する意見9件, その他の意見30件)
- ※ その他 提出いただいた意見は, 原文のまま記載しています。

《前文に関する意見 21件》

No.	意見	意見に対する考え方
1	鈴鹿市手話言語条例(案)を読んで、がっかりしました。前文もない、薄っぺらな文なので、市の基本方針が全くわかりません。私には、三重県手話言語条例が平成29年に施行させたので、「追従して鈴鹿市も作ります」に思えます。	御指摘の前文については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただく内容を記載する予定ですので、御理解ください。 本条例は、本市において「手話に関し、基本理念を定め、手話に対する理解及びその普及を図り、もって市民が共生する地域社会の実現に寄与すること」を目的として制定いたします。
2	下記の内容を織り込んでほしい。 ・手話はかつて日本語の習得を妨げるものと誤解され、ろう学校での手話の使用は禁止されていた歴史があり、使用することができる環境が整えられてこなかったことからろう者は、意思や感情を伝え合うことができず、また情報の取得ができない為、不安や不便を感じながら生活をしてきた。 ・手話が言語であるという認識に基づき、手話の理解と広がりをもってみんなが地域で支え合い、次世代を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代の人が共生する社会を実感できる鈴鹿市を目指し、この条例を制定する。	御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。
3	全体的に何故手話言語条例が必要なかが伝わってきませんでした。手話を必要とする方々から手話を奪ってしまった時代があったことや、今尚必要な情報を十分に得られていない不便な現状にある方がいるのだということ載せるべきだと思います。(手話に対する理解及びその普及は十分とはいえない状況にある”と条例(案)に記載されているように一般市民は聴覚障害者を取り巻く環境についての理解がまだまだ足りない状況にあるのですから、もっと誰が困っていて、昔どんな状況におかれていたのか、今どのような現状にあるのか記載の上、だからこの条例が必要なのだとわかり易く具体的にすべきではないでしょうか。)	御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。

4	<p>養成講座の中で知ったことですが、過去、手話はろう学校内でさえも禁止され、口語を強制され、コミュニケーションをとること、学ぶことも難しかったといえます。それも、つい最近のことです。興味をもって手話を学び始めたわけですが、その事実には驚きました。今回の(案)では削除されておりますが、手話が言語として認められる前の“差別”にも「前文」で触れていただきたいと思います。今回の手話言語条例(案)作成に至るまでの道程は簡単なものではないと思いますし、“差別”に関する一文が消されてしまうだけで、条例の意味合いも大きく変わってしまうように見受けられました。</p>	<p>御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。</p>
5	<p>なぜ不十分な状況があったのか背景として説明が不十分である。 修正案 これまで手話に対する理解と普及のできる環境が整えてこられなかったことから情報不足と意志伝達に不安と不便を強いられて来た。</p>	<p>御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。</p>
6	<p>・おそらく、[2主要内容]の[(1)背景]に書かれているのが、前文にあたる部分なのだと思いますが、手話を全く知らない人たちがもう少し関心を持てるような内容にしていきたいと思います。 手話が、ろう者の間で生まれた言語であること、また長い間、言語として認められず、差別を受けてきたこと…などの歴史的背景にふれる文を入れるとよいのではないのでしょうか。</p>	<p>御指摘の前文については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただく内容を記載する予定ですので、御理解ください。</p>
7	<p>目的及び背景をみると、障害者権利条約や障害者基本法が批准、制定されその中に「手話は言語」と規定されているので体面上条例を作るというように感じられます。 聴覚障害者が言語として使用してきた手話に対して、言語と認めてこなかった背景や認められなかったことでさまざまな権利を奪ってきたことに対する歴史的な背景を入れた方が、手話の普及がなぜ大切かが市民や行政の人に伝わると思います。 手話言語条例で手話は言語であると宣言することが聴覚障害者の復権にもつながるので前文などで明記すべきと思います。</p>	<p>御指摘の前文については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただく内容を記載する予定ですので、御理解ください。</p>
8	<p>・中学生の時、家にあった「わが指のオーケストラ」というマンガを読みました。そのマンガで、昔、聞こえない人たちが差別を受けていたことを知り、今でも印象に残っています。 そういった歴史についても少しは書かれてないと、手話の普及がなぜ大切かがわからず、「手話言語条例」と言われても、市民はピンと来ないと思います。</p>	<p>御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。</p>

9	<p>「障害者の権利に関する条約、障害者基本法において手話が言語であることが位置付けられた。手話に対する理解と普及が不十分な状況にある。」について、市民が読んでも、なぜ手話言語条例が必要なのか？具体的な説明がなく不親切です。鈴鹿市様が概要版にする理由もよくわかりません。</p> <p>鈴鹿市HPのコンプライアンス推進大綱 基本方針に「市民に信頼される市政運営を推進するために、取り巻く環境の変化を敏感に察知し、法令や社会的規範の遵守のみならず、その背後にある社会的要請を探知し、それらを常に見据えながら創造的かつ自立的に職務を遂行し、組織が一体となって生き生きと活動すること。」とありますので、手話にまつわる社会的背景を具体的に載ってください。</p>	<p>御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。</p>
10	<p>手話に対する理解と普及がなぜ不十分な状況なのか、その歴史的背景を入れないのはなぜか。</p>	<p>御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。</p>
11	<p>1.目的及び背景をみると、障害者権利条約や障害者障害者基本法が批准、制定されその中に「手話は言語」と規定されているので体面上条例を作るのかなと感じます。</p>	<p>本条例は、手話に対する理解と普及を図り、市民が共生する社会の実現に寄与するために必要と考えます。市で施策を講じることで、条約や法律との相乗効果が見込まれます。</p>
12	<p>手話に関わる歴史や背景等を、盛り込んで欲しい。</p>	<p>御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。</p>
13	<p>前文 簡単すぎて困ります。 「手話は、ろう者の間で大切に育まれ、受け継がれてきたが、長い間言語として認められず、ろう者は、必要な情報の取得やコミュニケーションをするにあたり、多くの不便や不安を感じながら生活することを余儀なくされてきた。」みたいに入れてください。</p>	<p>御指摘の前文については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただく内容を記載する予定ですので、御理解ください。</p>
14	<p>前文 冒頭に「言語」と「手話」の特徴および社会背景が載ってなく、いきなり「障害者の権利に関する条約、障害者基本法において手話が言語であることが位置付けられた。」から始まっているため、どんなに賢い市民でも「何それ？」と理解できないと思います。他自治体の手話言語条例を読みましたが、鈴鹿市はとっても簡単すぎます。誠意のあるご対応をお願いします。</p>	<p>御指摘の前文については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただく内容を記載する予定ですので、御理解ください。</p>

15	<p>前文 手話は、かつて日本語の習得を妨げるものと誤解され、聾学校での手話の使用は禁止されたため、ろう者は、意思や感情を伝え合うことができなかった歴史が今も残っているにもかかわらず、何も起こってないように読めます。非常に残念です。ですから、上記のような文を明確に盛り込んでください</p>	<p>御指摘の前文については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただく内容を記載する予定ですので、御理解ください。</p>
16	<p>(1)背景の部分に手話とは何かを先ず説明しないといけないと思います。歴史的背景(手話がに差別を受けていたなど)をきちんと明記すると、手話の大切さを市民に訴えることができます。また、「理解と普及が不十分な状況」とありますが、どのように不十分なのか具体的に示した方が市民の方々に分かり易いと思われます。</p>	<p>御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。</p>
17	<p>前文 「言語」と「手話」の特徴および背景、なぜ不十分か？という根拠、条例のねらいが載ってなく、まるで、障害者権利条約の批准・改正障害者基本法の施行により、「手話は言語」と規定されたから、条例を作りました!!と読めますので、もう少し加味してください。</p>	<p>御指摘の前文については、条例の目的、「言語」と「手話」の特徴及び歴史的背景などを理解していただく内容を作成する予定ですので、御理解ください。</p>
18	<p>聴覚障害者の言語である手話が認められてこなかったことやろう学校等で手話が禁止された時代があり、様々な権利を奪われたり、差別を受けてきた歴史的な背景を入れた方がより広く市民に伝わると思います。</p>	<p>御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。</p>
19	<p>そもそも手話言語条例は、手話は言語であることを宣言するうえで、聞こえない・話せない市民の復権にも繋げていく観点から、前文に「言語」と「手話」の特徴および社会背景、手話に対する理解と普及がなぜ不十分なのか？という根拠、条例のねらいをもっと盛り込むべき。</p>	<p>御指摘の前文については、条例の目的、「言語」と「手話」の特徴及び歴史的背景などを理解していただく内容を作成する予定ですので、御理解ください。</p>
20	<p>前文の中に「手話が言語として認められていなかったことや手話を使用できなかったことからろう者が情報を得られなかった」というろう者の歴史や背景などを入れると手話の必要性を市民により理解していただけるのではないかと思います。 全ての人が共生して住みやすい社会の実現のためによりしくお願いいたします。</p>	<p>御指摘の前文については、条例の目的、「言語」と「手話」の特徴及び歴史的背景などを理解していただく内容を作成する予定ですので、御理解ください。</p>
21	<p>①手話が言語として認められた社会背景がもう少し具体的に知りたいです。</p>	<p>御指摘の内容については、条例の目的及び歴史的背景などを理解していただくため、前文に記載する予定ですので、御理解ください。</p>

《施策に関する意見 33件》

No.	意見	意見に対する考え方
22	<p>・同じく、「(1)背景」のところですが、「市民が共生する鈴鹿市を目指す」とあります。市民の中でも特に子どもについて、「聞こえる子どもたちが学校でも手話を学ぶ」という、聞こえる小学生への手話の普及についての文も入ってほしいです。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
23	<p>施策推進の具体例として、例えば、市長が手話以外の行事でも、挨拶のときに自己紹介の部分「鈴鹿市長の末松則子です」程度を毎回、手話でもしていただけたら、参加者は「多忙な市長が手話をしている」と見て、手話に興味をもってくれるかもしれません。財政上も問題ないと思います。</p> <p>小中学生に、自分の名前と簡単な挨拶くらいの手話を覚えてもらうための体験学習の機会を定期的に授業に取り入れてもらうとか、できれば自分の名前は点字でも打てるような総合学習が望ましいです。</p> <p>聴覚障がい者の中には、視覚にも障がいをもつ盲ろう者もいます。手話も接近手話や触手話を使います。条例を作って終わりではなく、一人ひとりの障がいに応じた意思疎通支援ができるような体制作りをお願いします。</p> <p>ところで、最近では口元が見える透明なマスクが安価であります。登録通訳者に一枚渡したからいいではなく、病院に通訳にいくときは感染予防のため使い捨てができるように配布してあげてください。窓口でも活用されるといいと思います。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p> <p>また、マスクにつきましては、御意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>下記の内容を織り込んでほしい。</p> <p>・前3項に掲げるもののほか、手話に関して、市長が必要と認める施策。</p>	<p>御意見いただきました内容は、記載する予定です。</p>
25	<p>3.(財政措置)の次に下記の3項を付け加えて欲しい。</p> <p>(1)(9.委任)</p> <p>・この条例に定めるもののほか、この条例の施策に必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(2)(10.観光旅行者その他滞在者への対応)</p> <p>・市民および事業者は、観光で訪れるろう者が、安心して滞在することが出来るよう、手話への理解ある対応をし、又は、利用しやすいサービスを提供する。</p> <p>(3)(11.学校における理解の促進)</p> <p>・市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供、また、手話に親しむための取組を通して、手話に対する理解を促進する。</p>	<p>(1)の委任に関しては、記載する予定です。</p> <p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>

26	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の推進のために話し合いの場(当事者、支援者)の設置についての規定 ・条例の制定後に、社会の変化に合わせて条例を見直すための規定 ・市民への普及や理解のために、市民が手話を学ぶ場についての規定(特に学校教育の場面で手話に触れる機会を設けることが必要かと思えます。) ・災害時の情報保障についての規定 <p>施策の推進のために具体的に何をしていくのか、分かり辛く、形だけの条例になってしまわないだろうか...と心配になります。これら4つの内容は最低限加えていただきたいと思えます。</p>	<p>施策の推進のための話し合いの場については、施策に関する具体的な内容を、条例制定後に検討いたします。その際は、関係団体の他に市民公募委員を含めた構成員の会議を設置して意見を聴取する予定です。</p> <p>条例の見直しについては、必要であれば、その都度実施します。</p> <p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
27	<ul style="list-style-type: none"> ・奉仕員養成講座を市が主催で行っていますが、養成しても、その後の活躍の場がありますか。折角、市が養成するのだから、終了後も市に貢献していただけるような仕組みが、条例の施策に組み込まれたら良いと思えます。 	<p>御指摘の内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
28	<p>私が手話を学び、ろう者と交流を持つことで、息子たちも少なからず手話に興味をもっております。このように幼い頃、例えば小学低学年などから、手話、ろう者に触れる機会を設けることも”手話＝言語”としての位置付けに必要ではないでしょうか？学校教育(例えば道徳や総合など)の中で、一度でも手話に触れる機会があれば、、、。</p> <p>機会→興味→理解そしていずれは共生へとつながっていくと思えます。</p> <p>今後ろう者、通訳者を含む市民の皆さんが、より手話に関心を持ち、理解し、様々な障害をもつ、もたないを関係なく、全ての人々が住みよい市になることを願っております。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
29	<p>また、観光都市なので、観光旅行で訪れるろう者への対応に関することも盛り込んだら、鈴鹿市独自の特徴のある条例になるのではないのでしょうか。理解ある対応を経験したら、その人たちはリピーターとなり、市の財政がうるおう一助になるはずです。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
30	<p>「手話」だけで明記されており、手話だけに偏ってしまうように感じられます。</p> <p>手話に対する理解と普及が不十分だけではなく、ろう者について理解も深めなければならぬと思えます。</p> <p>ろう者の社会参加の幅を広げていくような運用も考慮していただけたらと思えます。</p>	<p>御指摘の内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

31	<p>具体的にどのような施策を考えていらっしゃるのでしょうか？ (7) 施策の推進方針にかかわるもののでしょうか？それぞれの施策案が出ていますが、具体的にどのようなものなのでしょうか？</p> <p>言語条例委員会そのものは、あるのでしょうか？ 計画的に言語条例委員会？その他なんらかの委員会を開催する予定はあるのでしょうか？また、どのくらいのペースで開催するのでしょうか？手話言語条例準備委員会？のメンバー構築はどのようなものなのでしょうか？某団体以外の一般市民も委員会に加わっていらっしゃるのでしょうか？</p>	<p>施策に関する具体的な内容につきましては、条例制定後に検討いたします。その際は、関係団体の他に市民公募委員を含めた構成員の会議を設置して意見を聴取する予定です。</p>
32	<p>台風・地震等が全国あちこち相次いでいるので、災害時における情報の取得および意思疎通の配慮を図ってください。 例えば、全避難所にコミボードを配備するとか、できることから進めていただきたく、当事者等とよく相談して実現してください。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
33	<p>図書館に手話の本コーナーを設置し、手話に触れられる機会を作ってください。春・夏・冬休みの子どものみならず、クールシェアまたはウォームシェアにもなる憩いの場ですので、初年度だけは手話関係の書籍を確実に予算化できるように願っております。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
34	<p>来春に施行されたら、手話通訳者がすぐ増えることはありませんので、まずは、公共交通機関や観光施設等の窓口対応用タブレットを置き、遠隔手話サービスが実施できますよう、設置手話通訳者または登録手話通訳者の資質向上を図れるよう研修を行い、これまでの処遇を改善していただきたく思います。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
35	<p>制定したら万歳!!では困りますので、幼少中学校等に下敷きを配布し、公民館・市民センターにも普及啓発グッズを配架する等、積極的に手話の普及・啓発をお願いします。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
36	<p>鈴鹿市はサーキットをはじめ、県外・国外から観光客がたくさん来ます。この中に聞こえない観光客もいますので、手話による観光案内は必要不可欠であり、手話ガイドボランティアを養成・派遣できるシステムを実現いただきたく強く提案します。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>

37	<p>ろう者の生い立ちなどによって、筆談でも通じないことがあるため、少しだけでも手話で話し合えたら嬉しいので、役所だけではなく、病院・警察・旅行会社等の受付担当者も手話の勉強ができるように、鈴鹿市広報・ホームページ・ツイッターなど通して、幅広く呼びかけるよう実現してください。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
38	<p>鈴鹿市職員等だけでなく、地域や企業に向けた出前手話学習会も実施して欲しく、手話であいさつできる市長様のような市民が増えることを祈っています。 ※鈴鹿市聴覚障害者協会・手話サークルとちの実の委託は、可能と考えています。 (県内の他自治体が行っていますことを念のため申し添えておきます)</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
39	<p>ペーパー条例にならないよう、障がい福祉課だけでは無理ですので、教育委員会等と組んで、市民や職員、幼稚園・小中学校等ミニ手話講習会の開催を実現してください。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
40	<p>市が実施する施策 3つだけですか？ もっと実施すべき施策がたくさんありますが、4番目に「その他 市長が必要と認める施策」を追記できないでしょうか？</p>	<p>御意見いただきました内容は、記載する予定です。</p>
41	<p>三重県聴覚障害者協会の手話カレンダー(傘下組織の鈴鹿市聴覚障害者協会が定価300円で販売中)を市内すべての幼稚園・小中学校の全教室に貼ると、自然と見るようになって手話に興味を持つようになると思います。また、担任も一緒に覚えられらるうが、教育委員会を経て、手話を普及していただきたく、障害者福祉を司る貴課から働きかけてください。</p>	<p>御意見いただきました内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
42	<p>(7)施策の推進方針に3つの施策が挙げられていますが、それだけでは補えないことが生じた時のことを考えると、その他に「市長が認めた時」と言う文言が必要だと思えます。それがないと行き届いた施策にならないように感じます。</p>	<p>御意見いただきました内容は、記載する予定です。</p>
43	<p>・条例は作りっぱなしではなく、見直しが必要だと思えます。ですが、この条例にはその項目がありません。条例を生きたもの、本当に市民のものにしたいのなら、見直しは必須です。そのためには当事者や手話通訳者、手話サークルのメンバーも含めた協議が必要です。</p>	<p>条例の見直しについては、必要であれば、その都度実施します。見直しの意見聴取方法についての御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

44	<p>・手話の普及は先ず子どもたちだと思います。積極的に学校に出向いて普及してほしいです。人権教育にもなるのではないのでしょうか。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
45	<p>・市内の教育現場において、手話の教育を受けることができる環境の整備や手話に関する学習の機会の確保をどのように実施していくのか説明して下さい。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
46	<p>鈴鹿の小中学校全部で手話教室(啓発を含める)を施策して欲しい。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
47	<p>世界からお客さん(ろう者)がいる場合や市外のろう者が訪問される時、鈴鹿サーキットや石薬師寺考古学博物館や伊勢型紙などを観光すると思いますが手話やまたは国際手話をやりながら案内するように設備したい。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
48	<p>手話を普及するため、子供の頃から手話を知る、手話に触れる機会が多くあれば良いと思います。(学校や幼稚園で講習会を開くなど…)</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
49	<p>「手話の啓発に関する施策」を「手話の普及・啓発に関する施策」にするべき。 ※理由は、啓発とは「気づかずにいるところを教え示し、より高いレベルの認識や理解に導くこと」とあるが、そのことにとどまらず、広く行き渡らせることが重要であると考えため。</p>	<p>目的に記されている「手話に対する理解及びその普及を図り」が、条例全体に係っていますが、御指摘の内容を再度検討いたします。</p>
50	<p>以下の項目を追加していただきたい。 (4)市の責務 「手話の普及を図り、手話を必要とする人たちが手話を使用しやすい環境の整備を行う」 「市民が手話を学ぶ機会の確保」 「学校における手話への理解及び手話の普及を図るため必要な措置を講じる」 「学校において、児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するように努める」</p>	<p>市の責務について、「手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進する」と記載し、目的にある「手話に対する理解及びその普及を図り、市民が共生する社会の実現に寄与する」とのつながりを持たせます。 見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>

51	<p>以下の項目を追加していただきたい。 (7) 施策の推進方針 「手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関する施策」 「施策の推進方針を定めるため推進協議会を設置する」 (手話推進協議会には、市役所の関係部所担当者、ろう者、手話通訳者、手話サークル関係者などに入っていた方が良いと思います。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。 施策に関する具体的な内容は、条例制定後に関係団体の他に市民公募委員を含めた構成員の会議を設置して意見を聴取する予定です。</p>
52	<p>②手話が言語として普及するよう、幼少期からの教育が大切だと思います。義務教育期間に定期的に手話について学ぶとか。ひらがなを覚えたり片仮名を覚える感覚と似ています。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
53	<p>③手話でのおもてなし。 観光協会とかでの手話対応とか、良いおもてなしで印象もよいし、観光リピーターも増えると思います。</p>	<p>見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に変更し、推進する施策として「手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策」「手話を学ぶ機会の確保を図るための施策」「手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策」「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」「手話に関して市長が必要と認めるもの」を掲げ、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
54	<p>聴こえない人は社会に対して諦めています。 現在、手話言語条例が全国各地域で定められているところですが「手話はなぜ言語であるのか？」日本語や英語・フランス語などと並ぶことになる訳ですから、その理由を明示して欲しいとおもいます。 また手話をコミュニケーション手段としている聴覚障害者の生活上の不便はどこにあるのか？又手話通訳者・要約筆記者の必要性についても同様に。 事務所に勤める1人として感じること。(どのような職場にすればいいのか示してほしい。) 「手話を必要とする者が働きやすい環境を整備する」とある。 合理的配慮も同じく。あくまでも努力義務、であるので事務所側に過度な負担が生じる場合は担わなくてよい、ということ。事業所において、朝礼や仕事に関する説明、様々な面談等においても十分な情報保障がされているとはいえない状況があると思います。 手話、指文字、筆談、図示、光や振動等々その人に合った視覚に訴える様々な伝達方法を駆使し、伝えるための努力をして欲しい。</p>	<p>御指摘の内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

《進行管理に関する意見 6件》

No.	意見	意見に対する考え方
55	<p>全体的に簡単にまとめすぎているため、意見が出しにくく困っています。このまま制定されては、施行後の見直しを行うことができないふうに受け止めますので、PDCA確認及び協議機関の設置について条文を充実するべきです。</p>	<p>条例施行後に見直しの必要があれば、その都度実施します。障がい福祉に関する施策全般の進行管理及び評価は、「鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例」に基づき設置している鈴鹿市障害者施策推進協議会で実施します。</p>
56	<p>施策を推進するための方針を策定し、その施策の推進状況を確認したり、見直したりする場の明記がないのはなぜか。チェック機能がないと、本当に施策が実施されているのか、その施策が間違っていないか、確認することができず、無駄なものになってしまうのではないかと。</p>	<p>障がい福祉に関する施策全般の進行管理及び評価は、「鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例」に基づき設置している鈴鹿市障害者施策推進協議会で実施します。</p>
57	<p>制定されてから施策がどの程度まで進められたか？第三者によるチェックを行う諮問機関を設ける必要がありますので、追記してください。</p>	<p>障がい福祉に関する施策全般の進行管理及び評価は、「鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例」に基づき設置している鈴鹿市障害者施策推進協議会で実施します。なお、同協議会の構成員は、学識経験者、福祉・教育及び労働関係者、公募市民等です。</p>
58	<p>手話を使用しやすい環境の整備を推進するにあたり、福祉のみならず、教育・労働などそれぞれの分野が協議・連携し、施策の推進方針を総合的に定めるために協議する機関を設置する考えはないのか？また、法律等のように見直しの必要が生じた場合、適宜必要な見直しを行う旨を追記することはできないか？</p>	<p>障がい福祉に関する施策全般の進行管理及び評価は、「鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例」に基づき設置している鈴鹿市障害者施策推進協議会で実施します。なお、同協議会の構成員は、学識経験者、福祉・教育及び労働関係者、公募市民等です。条例の見直しについては、必要があれば、その都度実施します。</p>
59	<p>条例に定められた施策の推進方針に沿って、進捗等の状況変化もあろうが、PDCAを含む点検が必要になることから、合わせて条文を加えるべき。</p>	<p>障がい福祉に関する施策全般の進行管理及び評価は、「鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例」に基づき設置している鈴鹿市障害者施策推進協議会で実施します。</p>
60	<p>施策施行に対してのPDCA確認のサイクルや、協議する機関の設置についても条文にありませんがどのようにしていくのですか？ 障害当事者並びに手話にかかわる方(手話通訳者や手話サークル代表など)などをメンバーにした協議会が必要だと思います。</p>	<p>障がい福祉に関する施策全般の進行管理及び評価は、「鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例」に基づき設置している鈴鹿市障害者施策推進協議会で実施します。なお、同協議会の構成員は、学識経験者、福祉・教育及び労働関係者、公募市民等です。</p>

《手話通訳者に関する意見 9件》

No.	意見	意見に対する考え方
61	<p>また、他市の条例と比較させていただき、「施策の推進」につきまして、通訳者の人員が減っている。若い通訳者が少ないという観点からも、手話通訳者の配置拡充、処遇改善など、支援者のための施策を名記することも必要ではないでしょうか？それらが実現につながれば、ろう者の支援にもつながると思います。</p>	<p>手話通訳者に関する施策につきましては、「手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策」に変更し、具体的施策を検討しますので、参考にさせていただきます。</p> <p>なお、手話通訳者の身分保障については、重要な課題と認識していますので、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
62	<p>研修やスキルアップの予算確保をお願いします。通訳者は「前例がない。予算がない」と言われ、ほとんど自己負担で受講しています。通訳者の検診も市職員同様に受診させてください。活動するには、健康が第一です。</p>	<p>手話通訳者のスキルアップ等については、重要な課題と認識しておりますので、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
63	<p>・職場で、以前、聞こえない利用者さんのために手話通訳者の依頼をした経験があります。その時に、手話通訳者さんが不足していると聞きました。手話を普及するためにも、手話通訳者の養成や身分保障は大切なことだと思うので、そのことも条例に入れたほうがいいと思います。</p>	<p>手話通訳者の養成は、三重県が行っています。鈴鹿市では、手話奉仕員の養成事業として、平成27年度から手話奉仕員養成講座を実施しています。</p> <p>なお、手話通訳者の身分保障については、重要な課題と認識していますので、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
64	<p>手話を使用しやすい環境を整備するためには、手話通訳者の養成が必要なのではないかと。また、手話通訳者の身分が保障されてこそ、手話を使用しやすい環境につながるのではないかと。手話通訳者にかんして明記されていないのはなぜか。</p>	<p>手話通訳者の養成は、三重県が行っています。鈴鹿市では、手話奉仕員の養成事業として、平成27年度から手話奉仕員養成講座を実施しています。</p> <p>なお、手話通訳者の身分保障については、重要な課題と認識していますので、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
65	<p>2、各地で手話言語条例が制定されていますが、制定後普及に対しての行事や学習会が増え、聴覚障害者の方と一緒に動く手話通訳者の役割が過重となり、人材が不足しているとの報告を多く聞ききます。</p> <p>これほど大切な役割を担う手話通訳者に対して条例ではその身分の保証や人材確保に対して全く触れられていません。手話を広めていくためにも手話通訳者の育成や身分の保証は大切だと思いますので条文に加えてほしいと思います。</p>	<p>手話通訳者の養成は、三重県が行っています。鈴鹿市では、手話奉仕員の養成事業として、平成27年度から手話奉仕員養成講座を実施しています。</p> <p>なお、手話通訳者の身分保障については、重要な課題と認識しておりますので、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

66	<p>・条例が施行されると、更に手話通訳者の協力も必要だと思いますが、この条例には、手話通訳者の存在が見えてきません。通訳者を育成し、数を増やすことも必要になってくると思います。そのような文言も入れてください。</p>	<p>手話通訳者の養成は、三重県が行っています。鈴鹿市では、手話奉仕員の養成事業として、平成27年度から手話奉仕員養成講座を実施しています。 手話通訳者に関する施策につきましては、今後、「手話による意思疎通」に関する具体的施策において検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
67	<p>条例制定後は、普及に対する講習会や議会への通訳など手話通訳者の負担が増えると予想され、通訳者の健康問題にも懸念されます。そのためにも通訳者の養成など人材育成を早期に取り組むことを条文にもり込んでほしいと思います。</p>	<p>手話通訳者の養成は、三重県が行っています。鈴鹿市では、手話奉仕員の養成事業として、平成27年度から手話奉仕員養成講座を実施しています。 手話通訳者に関する施策につきましては、今後、「手話による意思疎通」に関する具体的施策において検討しますので、参考にさせていただきます。</p>
68	<p>・三重県手話言語条例の前文には、「手話通訳を行う人材も十分確保されない状況にあり、特に手話通訳者が安心して働くことができるよう、手話通訳者の待遇の改善等を図ることが求められている。」と明記されている。手話通訳を行う人材の確保に当たり、手話通訳者等の労働環境の整備をどのように実施していくのか説明してください。</p>	<p>手話通訳者の養成は、三重県が行っています。鈴鹿市では、手話奉仕員の養成事業として、平成27年度から手話奉仕員養成講座を実施しています。 なお、手話通訳者の労働環境の整備については、重要な課題と認識しておりますので、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
69	<p>制定後、普及するにあたっての業務が増え、ろう者と一緒に動く登録または設置手話通訳者の役割が過重となるリスクがあり、これほど大切な役割を担う登録または設置手話通訳者の身分保障や人材確保に関しては、全く触れられてなく、条文を加えるべき。</p>	<p>手話通訳者の役割は、重要であると認識するとともに、手話通訳者の身分保障についても、重要な課題と認識していますので、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

《その他の意見 30件》

No.	意見	意見に対する考え方
70	<p>鈴鹿市の場合、発達障がいや失語症などが原因でコミュニケーションに支障を持つ障がい者が多いです。また、外国人も多いです。高齢になると、誰しも聞こえにくくなります。「手話が言語である」ことを普及することも大切ですが、手話はすぐ身につけません。手話奉仕員養成講座を受講し1年、さらに手話通訳者養成講座が2年です。市がすべきことは、短文で的確に話の内容を伝えられるようにする工夫や見てわかるようにすることではないでしょうか。</p>	<p>御指摘の内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
71	<p>鈴鹿市まちづくり条例に、「みんなで協働して、活力のある、住みよい鈴鹿市を目指すために」とあったと思います。聞こえなくても、話を知る権利は市民ならあると考えます。今の主流は、コミュニケーション条例です。電話リレーサービスや遠隔地操作で情報保証ができる時代です。社会情勢の変化等により、条例も見直しが必要です。再考をお願いしたいです。協議会の設置もお願いします。</p>	<p>今後のコミュニケーションに関する施策の参考とさせていただきます。条文の見直しは、必要であれば、その都度実施いたします。</p>
72	<p>(付則)を付け加えて欲しい。 ・この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。 ・市はこの条例の規定について、この条例の施行状況を勘案し、施行後3年を目途とし、必要があると認められたときは、その結果に基づき、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>施行日については、附則にて記載する予定です。 条例の見直しは、必要であれば、その都度実施いたします。</p>
73	<p>・上記の「小学生」のことだけでなく、「市民」というくくりが気になります。パブリックコメントは、鈴鹿市に在勤・在学の人でも意見を出せるようになっていましたが、この条例の「市民」の中にも、「在住・在勤」の人は含まれますか？</p>	<p>本条例の性質上、定義規定を設けなくても理念の普及に影響はないと考えます。よって、市内にいる方全てを対象とします。</p>
74	<p>・条例には、最後に「附則」というのがあり、そこに例えば、「3年を目途に検討・見直しを行う」という文があるのを見かけますが、そのような文は入りますか？ない場合は、逆に、何かあれば3年とは言わず、その都度見直す…というふうに理解できますね。</p>	<p>御指摘のように、見直しが必要であれば、その都度実施します。</p>
75	<p>鈴鹿市広報9月5日号に鈴鹿市手話言語条例(案)への意見募集という記事を拝見しました。鈴鹿市ホームページで、鈴鹿市手話言語条例(案)を拝見させていただきました。鈴鹿市で手話言語条例(案)という策定を取り組んでいらっしゃる事に嬉しく思います。この案は、どこかの某団体から草案からでしょうか？市民の意見を含めて、案を作成されたのでしょうか？</p>	<p>条例案につきましては、本市で作成したものです。作成にあたり、学識経験者、県内及び市内の聴覚障がい者団体、市内の支援者団体に属する方で構成した「鈴鹿市手話言語条例検討会議」を設置し、議論を行いました。</p>

76	<p>「手話が言語」であるという事ですが、手話の前に「言語」そのものの要素が明記されていないと、後々になって条例の変更が困難になるリスクが出てくる可能性が高くなるかと思えます。言語権の共通要素を先ず、整理しておいた方が良いのでは？と思っています。専門的になるかもしれませんが、音韻(体制)、文法、語彙は、言語に欠かせないものです。また、言語には文化の特徴に織り込まれているので、文化にも触れなければなりません。</p>	<p>「言語」と「手話」の説明については、前文に記載する予定です。</p>
77	<p>2行目「手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供する。」より、「手話を必要とする者が利用しやすい環境を提供する。」に、、、。「サービス」から「環境」におき変えた方がいいかと思えます。 その他、具体的な内容を別枠でまとめてはいかがでしょうか。</p>	<p>手話を必要とされた方が来客された場面でのサービス提供を想定して「サービス」と表現いたしました。 3行目の職場に関する項目で「環境」を用いていますので、違いを明確にしています。</p>
78	<p>鈴鹿市手話言語条例は必要ですが、やはり、「誰のための条例なのか？」または「鈴鹿市が目指す姿とは？」を今一度、検討していただければと思います。 来年4月に条例施行されるそうですが、もうちょっと後でもよいかと思えます。先ずは「手話言語条例」とその他に「情報コミュニケーション条例案」も後ほど必要かと思えます。</p>	<p>手話を必要とされる方が参画しやすい社会を形成するため、本条例は必要と考えます。 施行時期につきましては、お困りの方にとっては、早く解消することが望まれますので、来年4月施行を目指します。 情報コミュニケーション条例の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
79	<p>今回の鈴鹿市手話言語条例(案)のパブリックコメントですが、郵送、ファックス、電子メールでお願いしているのですが、たいてい、ろう者(日本手話話者)は日本語による意見は出しにくいものです。ですので、今回のパブリックコメントは少ないのでは？推測します。ろう者の手話による意見表明を録画したDVDを収集してはいかがでしょうか？ 小生、手話による意見も希望したいのですが。。。苦笑)</p>	<p>手話による意見表明の受付については、今後、検討いたします。</p>
80	<p>他の自治体等を調べましたが、「労働環境の整備に努める」という文が載ってなく、このままでは不利になると考えますので、追記をお願いします。</p>	<p>御意見いただきました「労働環境の整備に努める」は、「手話を必要とするものが働きやすい環境を整備する」と同一の内容と考えます。</p>
81	<p>ホームページ上では、パブコメ対象者は市内に在住・在勤・在学の方となっていますが、条例上の「市民」の定義は何でしょうか？ 「市民等」=本市に居住し、通勤し、又は通学する者とするべく考えますので、条例に明記してください。</p>	<p>本条例は、市内にいる方全てを対象とします。 また、定義規定を設けなくても理念の普及に影響はないと考えます。</p>

82	<p>「市は基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。」を「市は、基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を総合的かつ計画に推進する。」にしたほうが、市民にとっては親しみやすく感じますので、ご再考をお願いします。</p>	<p>御意見については、前文に「手話を使用しやすい環境を整備するための施策（以下「手話に関する施策」という。）と表記します。御指摘の第3条では、「手話に関する施策」と定義して表記いたします。</p>
83	<p>市民とはどのような人のことを示しているのか。個人、団体、事業者、など具体的に示さないのはなぜか。</p>	<p>本条例は、市内にいる方全てを対象とします。また、定義規定を設けなくても理念の普及に影響はないと考えます。</p>
84	<p>この条例を作る目的をはっきりと知りたい。</p>	<p>「手話に関し、必要事項を定めることにより、手話に対する理解及びその普及を図り、もって市民が共生する地域社会の実現に寄与することを目的」とします。</p>
85	<p>市民以外でも、鈴鹿で働いている人や、学校等で鈴鹿にいる人も使えるようにしてほしい。</p>	<p>鈴鹿で働いている人や学校等で鈴鹿にいらっしゃる全ての方を対象と考えています。</p>
86	<p>全体的に「手話を必要とする者」とありますが、そもそも手話を使う人は基本的に「ろう者」であるため、「ろう者および手話を必要とする者」にすることはできないでしょうか？</p>	<p>ろう者が手話を必要とする者に含まれますので、「手話を必要とする者」とします。</p>
87	<p>・全体の印象ですが、必要最低限の内容を並べただけのように感じます。「条例を作った」と言うだけではもったいないです。もっと、鈴鹿の特色を出し、生きた、使える条例にしてほしいです。</p>	<p>本条例は、手話に対する理解と普及を図り、市民が共生する社会の実現に寄与する目的で制定したいと考えています。また、条例施行後の施策が重要と考えますので、御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
88	<p>・三重県手話言語条例(平成29年4月1日施行)と、どのように整合性を図っていくのか説明してください。</p>	<p>三重県手話言語条例と目的を同じくしており、整合が図れているものと考えます。三重県手話言語条例第四条で「市町及び関係機関との連携及び協力」が定められていますので、施策については協力的に行えるものと想定しています。</p>
89	<p>・条例の見直しに関する規定を追加して下さい。</p>	<p>条例の見直しは、必要があれば、その都度実施します。</p>

90	「努める」ではなく、「講じるものとする」「講じなければならない」としこの条例に係る執行部の本気度を示していただきたい。	財政措置につきましては、三重県手話言語条例と同様の表現とさせていただきます。予算は、社会情勢に左右され財政状況の見通しが難しいですが、施策を推進していく市の姿勢は変わりませんので御理解ください。
91	手話奉仕員養成講座を実施いただいておりますが、市職員の手話講座も開催するよう検討して欲しいと望んでいます。まずは特に新採、そして人権週間または障害者週間前後に単発または数回で行うイメージです。	市職員向け手話講座は、昨年度までは1年間のうち8ヶ月、月2回実施していました。本年度からは新規採用職員研修で実施しています。
92	「市民」とあるのは、市内に在住、在勤、在学という意味でよかったですか？	市内にいる方全てを対象とします。
93	鈴鹿市ホームページのコンプライアンス推進大綱によると、『市民の視点に立ち、市民全体の利益を考え、高い倫理観を持って、情報をわかりやすく伝え、丁寧な説明を心がけ、行動します。』と謳っていることを踏まえ、次のとおり意見を述べさせていただきます。 まず、概要版で公開されたことは寝耳に水であり、市民からの意見提出は困難ではないか？と残念に思う。また、この意見提出様式記載のFAX番号に誤りがあったことは、何度もFAXしても通じずあきらめた、聞こえない・話せない市民はどれほど居ただろうか？最終日になっても修正されておらず、誠に遺憾である。	新規条例に伴うパブリックコメントは、要点のみの記載としておりますので、御理解ください。 また、意見提出様式のファクス番号に誤りがあり、誠に申し訳ございませんでした。
94	手話通訳派遣事業運営協議会についても、昨年度最終回協議会において、議題の有無に関わらず、1年に3回集まって話し合う機会を！とお願いしたものの、すでに下半期に入ったにもかかわらず、1回も開催されてなく、市民に寄り添う姿勢は感じられない。誰もが住みやすい鈴鹿の未来を切り拓くためには、障がいの有無に関係なく、多言語社会の今、なぜ手話の普及が必要なのか、ご一緒に考えていただきたい。	手話通訳派遣事業運営協議会の件につきましては、別に対応させていただきます。
95	「手話を必要とする者」とあるが、「ろう者および、手話を必要とする者」にすることはできないか？	ろう者が手話を必要とする者に含まれますので、「手話を必要とする者」としています。
96	市内に在住・在勤・在学の方を対象にパブコメを行っているため、条例上での市民は「本市に居住し、通勤し、又は通学する者」と定義することは難しいのか？	本条例の性質上、定義規定を設けなくても理念の普及に影響はないと考えます。

97	<p>本条例の制定を経て、誰もが手話に親しみ、ろう者が働きやすい環境づくり・雇用を進め、手話が広く利用される共生社会が実現されることを願ってやまない。</p>	<p>御意見のような共生社会が実現するように施策を講じていきますので、今後とも市への御理解と御協力をお願いいたします。</p>
98	<p>以下の項目を追加していただきたい。 附則として 条例施行後、3年を目途として施策の推進状況について検討を加えその結果に基づき必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>条例の見直しは、必要であれば、その都度実施します。</p>
99	<p>紹介したい書籍がありますので、是非拝読していただけたらと思います。 「手話を言語と言うのなら」 発行所 (株)ひつじ書房 編者 森壮也、佐々木倫子 定価 1300円+税 ISBN978-4-89476-829-1</p>	<p>御意見として承ります。</p>